

令和8年4月8日

保護者の皆様

三次市立八次小学校  
校長 高下 節雄

## 異常気象時における臨時休業の判断基準について (お知らせとお願い)

陽春の候 保護者の皆様におかれましてはご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、見出しの件について三次市教育委員会より通知がございましたのでお知らせいたします。

### 1 臨時休業等の判断基準

当日午前6時時点において、三次市に次の警報等が発令中であること。

\*なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じ必要な措置を行う場合があります。

### 2 警報種別による対応

(1) 全ての特別警報及び危険警報・・・**臨時休業**

(2) 氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報・・・**臨時休業**

(3) 暴風警報・・・**臨時休業**

※台風の接近、地震発生等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に出す場合がある。

(4) 大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、**校長判断による。**

\* 臨時休業と判断した場合及び、登校後の授業打ち切りの場合等は、「三次市児童生徒安全確保緊急連絡ツール tetoru (テトル)」にて連絡をいたします。

\* 未登録の方は、登録をお願いします。

### 3 登校後の対応

児童生徒の登校後において、上記の警報等が発令され災害の発生が予想される場合は、状況に応じて授業等の打ち切り措置を行います。その際は、「tetoru (テトル)」で保護者の皆様へご連絡し、教職員による引率下校を行います。また、学校内に児童を待機させることが安全確保上必要であると判断した場合も、「tetoru (テトル)」で保護者の皆様へご連絡し、お迎えなどのお願いをいたします。